平成２４年（フ）第９２８号
神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目13番６号
藤荘202
債務者　高橋　祐靖
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目13番６号
藤荘202
債務者　高橋　喜子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５６号
神奈川県綾瀬市深谷中４丁目18番18号
債務者　阿部　貴行
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８３号
横浜市港南区芹が谷５丁目14番６号、居所横浜市金沢区平潟町12番１号　済生会若草病院
債務者　北野　由紀（旧姓能勢）
成年後見人　姜　　文江
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９３号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート11棟406号
債務者　渋谷　政子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９７号
神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目７番３号　第１つつじハイム105
債務者　横溝　忠幸
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０５号
横浜市栄区小山台２丁目19番18号
債務者　金野由美子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１号
千葉県富里市御料877番地65　パルエハラ102
破産者　株式会社ルーツ
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１２号
千葉県八街市八街に67番地３
破産者　中島　　淳
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１３９４８号
東京都足立区鹿浜２丁目33―16―204
破産者　山口　　緑
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４号
松江市黒田町349番地４　ディスフォーレＣ―５
破産者　三代　竜之
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６号
松江市黒田町349番地４　ディスフォーレＣ―５
破産者　三代智恵子
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４８号
茨城県笠間市安居3126番地２
破産者　ユニバース有限会社
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８号
茨城県水戸市石川１丁目3851番地
破産者　株式会社ＰＡＬＡＣＩＯ
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９２２号
埼玉県入間市大字寺竹748番地４
破産者　有限会社Ｔ―ＴＯＰガレージ
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８３号
東京都荒川区東日暮里２丁目42番11号
破産者　有限会社足立加工所
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８５号
埼玉県坂戸市大字中小坂850番地７
破産者　有限会社足立加工所
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４１号
千葉県夷隅郡大多喜町横山826番３　吉野アパート202号、住民票上の住所千葉県勝浦市興津1635番地の１
破産者　吉野　正雄
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係